

会 議 録

会議の名称	伊丹市福祉対策審議会 第3回 地域福祉部会
開催日時	令和2年10月26日（月）午後2時00分～午後4時00分
開催場所	スワンホール 3階 多目的ホール
司 会	古家地域・高年福祉課職員
出席者	藤井部会長、川村委員、小林委員、太田委員、後藤委員、三谷委員、森委員（以上 7名）（順不同）
欠席者	宮地委員（以上1名）
事務局	<健康福祉部>大橋健康福祉部長、松尾健康福祉部参事、小野地域福祉室長、濱田地域・高年福祉課長 他
会議の成立	委員総数8名のうち7名出席 <過半数出席のため成立する>
署名委員	太田委員、三谷委員
傍聴者	1名
議事次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 部会長あいさつ 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 伊丹市地域福祉計画（第3次）の大綱案について (2) その他 4. 閉会
備 考	

要 旨

1. 開会
2. 部会長あいさつ
3. 議事

(1) 伊丹市地域福祉計画（第3次）の大綱案について

(事務局より概要説明)

部会長：大綱案についてのご説明をいただきましたが、各章ごとにご意見をいただきたいと思
います。まず第1章について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

F委員：9ページに、地域福祉計画の「他計画との関係」について述べられていますが、社会
福祉協議会の第7次地域福祉推進計画（発展計画）の基本方針と、この地域福祉計画
の目標で、「地域づくり」「まちづくり」等の言葉遣いが異なっていますので、合わせ
た方がいいのではないかと思います。内容についてもリンクしているところがあるので、
整合性が取れた方がいいのではないかと思います。

部会長：伊丹市の地域福祉計画と社会福祉協議会の発展計画は連携、協働のもと進めていくも
のではあるのですが、言葉や概念において必ずしもぴったりと整合性が取れている必
要はないと思います。

A委員：先ほどおっしゃったように、私どもは伊丹市と連携協働して地域福祉を推進していく
立場です。私どもは、市民の方々、市内の社会福祉法人の代表の方々と、いろんな主
体が寄り集まってできている協議体組織です。そういう意味では、伊丹市の地域福祉
計画と発展計画ともに、共生福祉社会を実現させようという計画であり、伊丹市の地
域福祉を推進していくものです。

部会長：基本的なことを確認させていただきたいと思います。障害福祉計画、介護保険事業計
画は、社会福祉事業ないしは法定内計画であり、制度の整備計画です。対して地域福
祉計画は、社会福祉を目的とする事業を推進するというものであり、すなわち制度に
基づく社会福祉事業も含めて、それ以外の民間の住民から企業に至るまで、大きく社
会福祉を目的とする事業をくるんだものであって、だからこそ策定するのに悩まれる
でしょうということです。そういう意味では、行政と民間どちらが先行するかという
と、民間が先行するものです。住民の新しいニーズに対して、住民を含んだ民間が自
発的に解決していく中で、次の新しいものを見つけて、それを行政がオーソライズし
ていく、そういう意味のパートナーシップ、協働です。2つの計画は進度が違います
から、まず先に社協の計画が立てられ、整合性の取れないもやもやした部分が出てく
ると、それを行政がしっかりと次の地域福祉計画で整理する、それからまたもやもや
したものが出てくると、次の社協の計画がまた先行して耐ええられる。そのときには

行政が整備したものも受け継いでいくと、そういう関係が公私の分担です。その上で、この社協の計画と、市の計画は同じ地域福祉計画で、市民から見ればよく似た目標を立てていますが、少し違うから両方の計画の位置付けが分かりにくいというご意見であれば、どれほど整合性を持たせていくのかということは課題であると思います。

F委員：今のお話で、社協の計画と市の計画が必ずしも一致しなくてもいいと頭が整理できましたが、私自身の意見としては、「まちづくり」という言葉が分かりにくいので「体制づくり」という言葉がいいかとは思ったのですが。

部会長：そこは社協と行政の自立性ですから、組織のガバナンスということになります。第1章については、他にいかがでしょうか。

A委員：これは大綱案ということですが、素案と読み替えてもいいのでしょうか。

事務局：素案という形でお示しできればよかったです。今日の大綱案が完成形ということではなく、今回たくさんのご意見をいただく中でもう少し内容を固めていきたいと思っております。

A委員：本日は概要版を出されて、詳細について議論をし、詰めていくのかなと思っていたので、どうしてまだ大綱案となっているのかと思った次第です。誤字や脱字、言葉遣いなど雑多なところはあるにしても、よくまとまっているなという印象です。その上で、10ページの「社会福祉協議会との関係」という言葉がいいのかどうか、もう少し吟味していただきたいところです。社協の事業に関しても記載していただいています。語尾が過去形になっていたり、現在進行形になっていたりしており、修正をお願いしたいと思います。先ほど言いましたように、社協はいろんな組織の協議体組織であり、協議員、役員の構成メンバーを見ますと、民生委員、自治会、自治組織、様々な社会福祉法人の代表など、地域こぞっての協議体組織ですので、そういった意味合いで、社協については記載していただきたいと思います。

事務局：ご指摘いただいた部分に関しては、今一度整理をさせていただきます。

部会長：後半の具体的な取り組みの章になりますと、取り組みの推進主体が、伊丹市か市社協となっています。第1期の計画では、「事業者」や「市民」など、推進主体としていろいろ挙げていました。結果的に、市民という主体を誰が評価するのか、事業者をだれが評価するのかという問題が出てきました。行政と民間の半民という、民間のとりまとめ役を社協とする方が評価しやすく、この形をとっています。

A委員：部会長のおっしゃったように、後半では推進主体として伊丹市と市社協と出てきますし、その前段で、市社協とはいわゆる民間の組織、民間の協議体組織であるということがわかるような表現をお願いしたいと思います。

E委員：2ページから「地域福祉とは」と記述があり、ポイント1～4まで挙げられています。この中に「さまざまな主体によるパートナーシップ」など、主体という言葉が書いてありますが、ワーキング会議の中でも、たとえば当事者の方が活動する上でまだまだ活動の場がないといったような、主体形成されにくい現状があって、主体を作っていくことが今回の計画の中ではすごく大事だということが挙げられていました。「協働を育む新たな仕組みづくり」等の記述がありますが、もうひとつ「主体性を育む」という取り組みが地域福祉の中では大事だということをどこかで入れておくべきではないかと思います。また、この計画のなかでのポイントのひとつは、やはり新型コロナウイルスと災害であると思うのですが、そのことがしっかりと述べられている部分がなかなか少ない。「策定の背景」でちらっと書いてありますが、これはしっかり抑えなければならないということをどこかで明記できないかと思います。

部会長：意見としてお受けするところはお受けしますが、E委員はコロナのことをしっかり記載しないといけないというご意見なのでしょうか。前回の部会でも、コロナは数年すればおさまっていくものだというご意見もあったものですから。

E委員：私自身の考え方としては、今期の計画については、やはり新型コロナによる生活への影響は大きく、地域活動の中でコロナを前提としながら支援の在り方を考えていくことは、ここ2、3年の継続した課題になるでしょうから、入れるべきだと思っています。

部会長：それはご意見として承って、検討していただければと思います。では私から意見をさせていただきます。第1章では8ページが非常に重要で、計画の期間が8年間とあり、「必要に応じて、中間年において見直しを実施します」と書いてありますが、8年は長いですし、今回は特に国の施策の流れをかなり前向きに受け止めており、ある意味では実験的な計画ですので、4年で見直しの検討はすると書いていただいた方がいいのかと思います。

A委員：この計画において、SDGsを捉えることは必要でしょうか。

部会長：必要です。特に地域福祉では、SDGsの目標とはほとんど福祉的なものでありまして、一人も取りこぼさないというものですから、入れておいた方がいいですね。では、第2章についてはいかがでしょうか。なければ、次の第3章が具体的な施策の取り組みになりますから、そちらを重点的にご意見いただきたいと思います。

F委員：43ページに、目標1「つながり合い、支え合う共生のまちづくり」〈地域づくり〉とありますが、何を言わんとしているか、少しわかりにくく感じます。例えば目標2「多様な主体の協働による誰もが活躍できる仕組みづくり」〈社会参加〉であれば、社会参加に関する目標であるとわかるし、目標3も同様です。「まちづくり」と「地域づく

り」が何を指すのかがわかりません。42ページに、この二つの言葉の使い方の違いを説明していただいているが、やはりわかりにくいと思います。

部会長：「まちづくり」と「地域づくり」という言葉は両方使わなければならないのでしょうか。

事務局：目標1「つながり合い、支え合う共生のまちづくり」〈地域づくり〉と〈〉で括っているところは、国の示した包括的支援体制の「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」をそれぞれの目標に対応させているものです。「まちづくり」「地域づくり」を連続して使ったことで混乱をきたすような表現になってしまいましたが、地域や人材の基盤支援を目標1に掲げたいという意図がありました。検討させていただきます。

部会長：伊丹市の一般市民の方々は「地域づくり」という表現をお使いになりますか。

C委員：普段の活動では、非常に狭い範囲での福祉の問題を取り扱うときには、「地域づくり」という言葉を使うことが多いです。

A委員：「まちづくり」というのは便利な言葉で、小さい意味でのまちづくり、大きな意味でのまちづくりなどいろんなものを包含している言葉なので、意味を突き詰めていくと何を言わんとしているのか非常に理解しづらいものがあるかと思います。

部会長：私も地域関係の辞典で調べたのですが、「まちづくり」と「地域づくり」は言葉の差異はありません。都市部では「まちづくり」を使い、郡部の過疎地域における国の地域振興施策では「地域づくり」という言葉を使います。どちらでもいいというのが正解なんですね。ただ、先ほど事務局が悩んだように、厚労省が国の地域振興施策となぞらえて、生活困窮や社会的孤立の問題に対して地域づくりという言葉を使って施策の方向性を示しています。伊丹市民も身近なところでは地域づくりを使っているというお話でしたが、皆さんもそうですか。

B委員：そうですね、小学校では地域づくりという表現を使いますね。

事務局：事務局の方で精査させていただきます。

部会長：言葉の精査を全体にわたってしていただいた方がいいと思います。例えば43ページの「②新たな担い手の発掘」とありますが、人口減少で担い手がない中で発掘するのかなと思いますし、考え方に古さが残ります。全体にわたってチェックをしていただいた方がいいかなと思います。

B委員：今おっしゃったように、新たな担い手の「発掘」というのは、担い手がいない状態から困っているのであって、発掘ではなく再考といいますか、そういうふうなお考えを頂けたらと思いました。

A委員：取り組み項目のうち、今後4年間で重点的に取り組む事業に対して「★」を付けているとなっておりますが、もっと具体的な工程表は付けないのですか。

事務局：現時点ではお示しできませんが、担当課と十分協議の上、それぞれの項目に対しての実施計画を立てることをこれから進めていきたいと考えております。

部会長：別の言い方をすれば、この計画の進行管理を評価するときに、どういうふうになればいいのかというお話だと思います。他の計画であれば、数量計画なので評価しやすいわけですが、難しいところです。

事務局：この計画をどう評価していくのか、どうすれば進捗が見えやすいのかということは、懸案事項です。見てわかりやすい進行管理表を作っていけたらと考えております。

部会長：ひとつの取り組み項目に対してひとつの事業ということであれば、評価もしやすいかと思いますが、例えば44ページの「住民主体の協議の場の充実」という取り組みは、どんな事業をもって評価するのかということが難しい。これには3つほどの取り組みが含まれるかもしれません。もう少し取り組み内容の構成をシンプルに見せるということが必要になってくるかもしれませんね。

A委員：例えば45ページの「地域と協働できる専門職の育成」という取り組みであれば、個別事業であって、地域支援コーディネーターを社会福祉協議会に置くという内容になるわけですが、いつ置くのか、育成してある程度事業がスタートした時に置くのか、4年後になるのかということが気になりました。

部会長：ちなみに「地域と協働できる専門職の育成」という事業には、どんなイメージをお持ちでしょうか。

事務局：資料2でお示しました「包括的支援体制整備事業」の中で、具体的に進めていきたい事業として、地域づくり支援や総合相談支援の分野で、研修機会の提供といった専門職等に対する働きかけや、専門職が地域に入っていくような取り組みをやっていきたいと考えています。計画のスタートと同時になんとか着手できればと考えておりますが、少なくとも計画期間内には何とか実現したいというふうには考えています。

部会長：この時点で、「地域と協働できる専門職の育成」に対する私の考えと、A委員の考えと、

事務局の考えがずれています。コーディネーターの配置という点においても、例えばケアマネジャーがご本人のお宅以外に、ご本人と地域社会の関係まで考えてケアマネジメントしているかというところではない。障害相談支援のワーカーが、障がい者宅の支援に、その方が地域で生きるということまで含めて地域社会との関係を住民と協働して支援するということができていない。かろうじて、地域包括支援センターはエリアで配置されていますから若干そういったことができるけれども、やはり弱い。ですから今後、タテ割りの障害、高齢、児童の社会福祉専門職が住民と協働して、そういう実践ができるように、広く伊丹市の中にある事業所のワーカーをトレーニングしていく、そういう事業として私は捉えています。地域と協働できる専門職の育成というのは、射程は全相談支援員であり、事業としては研修事業になるということです。「地域と協働できる専門職の育成」では、表現の幅が広すぎて、そこまでイメージできないということです。そこをどう解消するかが問題です。

H委員：コーディネーターとコミュニティーワーカーの連携において、ケアマネジャーが地域に向けた社会資源の開発に関わっていないのが介護保険の中でも問題であるのは考えていまして、ここにはケアマネジャーの活用といったことが入らないのでしょうか。研修や育成において、ケアマネジャーが社会資源の開発に関わっていくといったような伊丹市独自のものがあってもいいのではと思います。

事務局：資料2に書いてあるのはコミュニティーワーカーとの連携だけになっていますが、地域で実際支援されている、ケアマネジャーをはじめ、障がいや介護等の福祉専門職と連携、協働するような仕組みを作っていきたいと考えています。

部会長：今おっしゃった、伊丹市のケアマネジャーとの連携や協働を行っていくということは、まずは介護保険事業計画で書かれるべきで、その上で地域福祉計画と連携して事業を進めていくということですね。同様に、障害福祉計画でも同時並行で検討されていて、それを促進するものとして地域福祉計画が事業を進めていくことになると思うのですが、両計画との議論はされていますか。

事務局：ご指摘のところですが、具体的にすり合わせは十分にできていませんので、今後の課題であり、しっかり行わなければならないところです。

部会長：権利擁護も含めて、地域福祉と高齢、障害福祉の計画が3つ同時に立てられるということはそういう意味を持っているので、ぜひ審議会までに、それぞれの計画の調整をしていただければと思います。

E委員：36ページに「伊丹市の地域福祉を進めるための3つの方向性」があって、この方向性1、2、3というものが、41ページの計画の体系図の目標の1、2、3に整合を

取らせているのかと思うのですが、方向性1に災害について記述があるのに、体系図において災害は目標2に入れられています。読む方からすればどうリンクしているのかわかりづらくなっています。また、41ページの計画の体系図で、「災害にも強い日常的な支援体制の構築」という基本施策を目標2に入れていただいているのですが、その下にも「災害にも強い地域づくり」という項目が入っています。この2つは何をどう意味しているのかが分かりづらく、下の「災害にも強い地域づくり」という項目を目標4という形にした方がすっきりとするのではないのでしょうか。それでなくとも、基本的に方向性と目標の体系はリンクした方がいいのではないかと思います。併せて、第3章で気になったところを申し上げますと、44ページの主な取り組みに「①住民主体の『話し合い』と『助け合い』の充実」とあって、内容としては主にコーディネート機能の強化のことかと思いつつ読んでいます。そうであれば、①の文言をコーディネート機能の強化をどう進めていくかというふうにとまとめた方が、基本施策1「地域丸ごとの共生のまちづくり」の基盤づくりのために①コーディネーターの配置と、②担い手をどう作っていくのか、そして③つどい場をどう作っていくかという構成にできるのではないのでしょうか。そして基本施策2では日常生活圏域で、基本施策3では全市でそれらをどう進めていくかという形になり、読みやすくなるのではないかと思います。また、58ページ、目標2基本施策3「災害にも強い日常的な支援体制の構築」について、①から⑤まで主な取り組みが挙げられていますが、①にしっかりと書いていただきたいのが、基本的に要援護者対策というのは住民に丸投げしてはいけないということです。あくまでも、行政と地域と事業所がしっかりと連携のもとに進めていくということを、明記しなければいけないと思います。また、②「日常からの顔の見える関係づくり」の前に、当事者の可視化をしっかりとすることが大事ではないかと思います。③は、「災害時における合理的配慮」だけではなくて、「合理的配慮とユニバーサルデザインの推進」というのが必要だと思います。当事者のことをしっかりと考えて合理的配慮できる部分はするということと、全体的にユニバーサルデザインに基づく災害の対策や避難所運営などを進めていくことが大事です。最後に、⑤「感染症等に対する備え」で、今後感染症の拡大とともに孤立化、生活困窮、認知症の問題が併せて出てきていますから、そこにも目を向けて対策をする必要があるということに触れてもいいと思いました。

部会長：当事者の可視化というのはどういう意味ですか。

E委員：よく言われる当事者、つまり障がい者、高齢者、子どもとか外国人といった人々は、比較的我々も要援護者であるということが分かりやすいのですが、性的マイノリティの方々なども災害時の要援護者の対象になりえるという認識自体はまだまだ低いと思います。そこをしっかりと可視化していくことが、顔の見える関係性を作っていく前に大事なのではないかと思います。

部会長：言葉として難しいので、わかりやすい表現を後ほどご提案いただきたいと思います。
はじめにご指摘いただいたように、いくつかの取り組み項目が①や②でまとめられています。その表現が中身とちょっとそぐわないところなどあるので、総点検していただいた方がいいと思います。例えば、54ページ、目標2の基本施策1「社会資源の開発と連携体制の強化」ですが、社会資源の開発は難しく、そう簡単にできるものではないわけです。連携体制ができれば実質的にそれが体制の穴を埋めていくということですから、それがつまり資源開発となります。そうすると、「連携体制の強化と社会資源の開発」という語順になっていないといけません。他にもありますから、再度点検をよろしくをお願いします。

C委員：先ほどの、災害時の要援護者の地域での取り組みは住民に丸投げではいけない、行政がしっかりと一緒になってやらなければいけないとお話が出ましたが、具体的な方法があればぜひ一緒にやっていきたいとは思いますが、どういった方法があるのでしょうか。

E委員：私は災害の関係で地域と関わることが多いですが、その中で自治会に丸投げして、住民で要援護者を見つけて、自分たちで計画を立ててどうするか考えてくださいというところが少なからずあるということが分かってきました。その中で、例えば、伊丹市のモデル事業をされた北野自治会などは、行政がしっかりと関わりながら取り組んでおられます。こういうところは兵庫県の中でも少なく、先駆的な事例だと思います。そういうことをしっかり計画の中に明記しておいた方がいいということです。

C委員：それはネット会議かなにかを通じてですか？

事務局：いえ、違います。自治会単位です。災害と福祉の連携のモデル事業ということで、取り組んでいただきました。

部会長：理屈の上では災害は日常につながるということで、全部の領域に関わってきますし、なかなかこの位置づけ方が難しいですね。社協の計画ではご近所会議を推進しているということですが、要するに見守り活動は近隣での活動になるから、そこでの交流の促進をやっていきましょうということ。日ごろの交流がなければ、助け合うことにはないわけですから、災害を切り口にして交流人口を増やさないといけないという話です。では、それをどこに関連して書いていくかというところが難しいですね。また、私からひとつ質問ですが、46ページの項目「地域での相談支援体制の整備」に「コミュニティーワーカーに新たに相談支援機能の役割を持たせるとともに」とありますが、具体的にはどんなイメージでこの表記があるのでしょうか。

事務局：包括的支援体制整備事業の中で設けていきたいと思っているのですが、コミュニティー

ワーカーには地域に入って新たな居場所づくりや、様々な地域活動支援に取り組んでいただいておりますが、そこに新たに、日々の地域住民の方との関わりの中で挙がってくる、今まで相談につながってこなかったような相談事案の引き受け手になっていただいて、近隣の介護や障がいの事業所と連携しながら相談支援へとつなげていくようなことをしていただきたいと思っています。

部会長：それは比重としてはどれくらいのことを考えていますか。今実際に地域では、そういう人たちを発見して、つないでいるという実態があって、より強化していこうということかもしれませんが、相談機能を高めるということになると、それはもう相談支援員という話になってきます。要するにコミュニティーワーカーの業務比率をどう考えているのかという話です。普段はとにかく、制度の狭間の問題は包括的にお願いしている状態ですが、制度の狭間の問題をコミュニティーワーカーが相談支援員として、担っていくというイメージですか。

事務局：機能分担、役割分担については、事業案としてはまだきちんと整理ができていないところですが、今後検討していきたいと思っています。

部会長：肝になる場所ですから、どう表記するかが大切です。

F委員：44ページ以降で、各項目の推進主体のところ、主体は伊丹市と市社協以外にないのでしょうか。他には地域、国、県などが考えられると思うのですが。

事務局：推進主体という書き方をしていますが、地域福祉計画ですので、地域の皆さんが存在するのは間違いないのですが、それを先導していくのが市であったり市社協であったり、もしくは市社協と地域との協働という形でやっていくものです。地域住民の方々と一緒に推進していくという前提ですが、推進主体という書き方をもう少し検討させていただきます。

部会長：42ページ、第3章の構成と見方において、そのことが書かれていますが、どこかでしっかり解説しておいた方がいいかもしれません。行政の計画ですので推進主体に伊丹市が入っており、他の計画は推進主体が行政ですが、これは地域福祉計画ですので民間も含みます。公民共同の計画ですから、市民、地区社協、自治会など全部含みますが、そうすると評価ができないし、もしくは主体をすべて列記するのかという話になります。

A委員：先ほどから申し上げていますように、伊丹市と社協との関係のところか、推進主体の説明書きのところに、社協は協議体組織であるという意味をイメージするような形で載せていただくのがいいのではないかと思います。

部会長：市社協が民間を象徴している、主要な推進団体だということですね。主役は現場で活動している自治会や民生委員や施設、企業や自営業者であるということです。今後ますますそういうことをはっきり書いていくことが重要かもしれません。他になければ、第4章と資料編に入っていきたいと思います。

A委員：この計画を知らしめ、より多くの参画を得るには、より分かりやすい表現を心掛ける必要があると思います。注釈がいろいろとつけられていますが、非常に言葉が理解しにくいので、中学生が分かるくらいの表現をお願いしたいと思います。

部会長：72ページに「(仮) 共生福祉社会推進会議の設置」とありますが、この構想をご説明いただけますか。

事務局：まだ具体的な細かいところは検討中の状態なのですが、基本的には地域福祉計画の進捗管理をお願いしたいと考えています。ただそれだけではなくて、新たな課題をその場で発見し協議していただいて、できればどう取り組んでいくかという部分まで議論していただいて、議論を踏まえて計画を改定していくような、地域福祉を進めていく上でのご意見を頂けるような場にしたいと考えています。現時点ではワーキング会議のメンバーに引き続きお願いできればと考えているところではございますが、今後検討を進めていきたいと考えています。

部会長：進行管理は、審議会との関係はどうなりますか。

事務局：最終的には審議会の全体会の方で諮らせていただいて、ご報告させていただきます。承認の場は基本的には審議会になるかと思っております。

F委員：73ページの、取り組みの指標に対して挙げられている性質の「○」や「↑」は何を意味しているのでしょうか。

事務局：注釈が漏れておりまして、申し訳ございません。「↑」は取り組みの数字が上昇の結果が出ていれば、成果が出ているという評価となるということを表しています。例えば「多様なつどいの場の創出」で、設置個所が増えていくほど、成果が上がっているというようなことです。「○」に関しては、例えばコーディネーターの配置という取り組みに対して、予定通り配置できれば「○」というふうに表現しています。

部会長：上下の矢印もありますが、斜め上、横、斜め下、という↑を使うということもあります。

E委員：73ページ、取り組みの指標で、地域自治組織、地域ビジョンの策定、地域福祉ネットワーク会議という項目が、これを見た限りではありませんが、どこかに入っているのでしょうか。それともあえて入れていないのでしょうか。

事務局：ネット会議と地域自治組織、地域ビジョンにつきましては、指標の中には入っておりません。ネット会議は、17小学校区のうち16小学校区で設置されており、残り1小学校区においても地域住民主体の協議の場はできておまして、これ以上増えようがないということで指標から外しました。地域自治組織、ビジョンの策定については、順次進めているところですが、そちらの指標として掲げるかについては関係部局との調整ができていなかったもので、今後検討していきたいと思っております。

部会長：47ページに「地域コミュニティ基盤強化事業の推進」にそのことが書かれています。ここには「地域ビジョンを策定するとともに」とあります。この地域ビジョン自体はまちづくり推進課の方の施策です。一般のまちづくりの事業が指標に入るというよりは、地域ビジョンを推進するとともにその中における福祉関係の計画の拡充を支援するというのが地域福祉計画の役割なので、むしろ地域ビジョンにおける福祉部門の充実といったような指標や、地域自治組織に必ずや福祉部会を設置し、そこを支援するというような指標にする方が明確になっていいと思います。

事務局：おっしゃる通り、まちづくりの事業がここに載ってしまっているという違和感があるところではあり、項目を整理していきたいと思っております。

部会長：それでは時間も無くなってまいりました。大枠ではご承認いただきましたが、細かいところでの修正などは、事務局と私の方に一任させていただいて、審議会までに修正を加えさせていただくということでよろしいでしょうか。では事務局にお返しします。

(3) その他

(事務局より福祉対策審議会全体会の予定について説明)

4. 閉会